

3 様 式

札幌市長様

報告者
住所（〒 - ）
氏名
（法人にあっては本店・支店所在地、名称及び代表者の役職並びに氏名）
電話番号

担当者	(所属)	(連絡先)
-----	------	-------

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称								業種		
事業場の所在地		(〒 -)札幌市 区						電話番号 011-		
番号	産業廃棄物の種類	排出量	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
例	廃プラスチック	10 t	2	051***** (11桁)	〇〇株式会社	札幌市東区×× (本社住所ではない)	051***** (11桁)	××株式会社		
1		t								
2		t								
3		t								
4		t								

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 排出量の単位を体積、容積、個数、台数等でマニフェストを交付した場合は、別紙の換算表により、重量に換算し記載すること。
- 中間処理業者は、1次マニフェストの分と2次マニフェストの分を分けて報告書を作成すること。

(第2面)

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5		t							
6		t							
7		t							
8		t							
9		t							
10		t							
11		t							
12		t							
13		t							

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 排出量の単位を体積、容積、個数、台数等でマニフェストを交付した場合は、別紙の換算表により、重量に換算し記載すること。
- 中間処理業者は、1次マニフェストの分と2次マニフェストの分を分けて報告書を作成すること。

各位

札幌市長 秋元 克広
(公印省略)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について

日頃から本市の廃棄物行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項の規定により、産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、報告書を作成し札幌市長に報告することが義務付けられております。つきましては、令和 3 年度に産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、報告書をご提出下さい。

記

1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書について

- (1) 報告対象者：産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者
- (2) 報告対象期間：令和 3 年度分（令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日～令和 4 年(2022 年) 3 月 31 日交付分）
- (3) 報告期限：令和 4 年(2022 年) 6 月 30 日まで
- (4) 報告先：札幌市環境局 環境事業部 事業廃棄物課 産業廃棄物係
- (5) 提出方法：持参、郵送、FAX、電子メール（sanpai_houkoku@city.sapporo.jp）
※受付印を押印した控えが必要な方は、報告書を 2 部持参するか、もしくは報告書 2 部と返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封の上、郵送にて提出してください。

2 報告様式について

- (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（様式第 3 号）
- (2) インターネットによるダウンロード方法

「札幌市 産業廃棄物管理票
交付等状況報告書」で検索

札幌市 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

検索

<「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況年間報告書」のページをクリック>
http://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=1802



3 注意事項

- (1) 札幌市内で発生した産業廃棄物についてのみの報告となります。
※札幌市外で発生した産業廃棄物の報告については、北海道庁など、他所所管の産業廃棄物関係部局へ確認してください。
- (2) 本報告書は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A 票に基づき記入してください。
- (3) 建設業については、現場ごとではなく、支店、営業所ごとに取りまとめて報告してください。

4 お知らせ

- (1) 電子マニフェストを利用した分については、当該報告は不要となります。制度の概要や導入のメリット等については、同封の「電子マニフェストをはじめよう」をご覧ください。
- (2) 同封の「マニフェストの記載方法について」をご一読いただき、マニフェストの適切な運用に努めていただきますよう、お願いいたします。

【産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書】の提出先、問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 環境局 環境事業部 事業廃棄物課 産業廃棄物係
Tel 011-211-2927 Fax 011-218-5105 書類により提出先・問合せ先が異なる場合がありますのでご注意ください。

郵便番号を必ず記載
してください。

令和〇〇年△△月××日

札幌市長 殿

営業所、支店ごとにまとめて提出し
てください。
郵便番号を必ず記載してください。

委託した運搬業者の札幌市の
許可番号（北海道許可のみの
場合は北海道の許可番号）を
記載してください。

記載不備等がありました
ら御連絡させていた
しますので、担当者
の連絡先等を記載
してください。

報告者
住所 (〒000-0000) 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 〇〇建設 代表取締役 札幌 太郎
(法人にあっては本店・支店所在地、名称及び代表者の役職並びに氏名)
電話番号 011-000-0000

担当者 札幌 一郎 (所属) 環境管理部 (連絡先☎) 011-111-1111

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇建設 札幌支店				業種	総合工事業			
事業場の所在地	(〒000-0000) 札幌市××区××街××丁目×番×号				電話番号	011-000-0000			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	③	④	10	05100*****	⑤	⑥	05120*****	⑦	⑧
2	廃プラスチック類	5t	10	〇〇建設	××企業(株)	函館市〇〇町〇番地	05320*****	××企業(株)	
3	廃プラスチック類	20t	10	〇〇建設	△△運輸(株)	小樽市〇〇町〇番地	05320*****	××企業(株)	
4	廃プラスチック類	20t	5	05100*****	△△運輸(株)	小樽市〇〇町〇番地			
5				05100*****	××運輸(株)	函館市〇〇町〇番地	05320*****	××企業(株)	函館市〇〇町〇番地

日本標準産業分類を
参考に業種（中分類）
を記載してください。

運搬先と同じ場合は
記載不要

同じ種類でも運搬受託
者、処分受託者が異なる
場合は分けて記載して
ください。

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から〇〇月〇〇日まで交付した産業廃棄物管理票について、〇〇日までに提出すること。
 - 同一道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が異なる事業場を複数設置している場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 積替え保管が行われた場合は、積替え保管場所ごとに記入すること。
 - 積替え保管が行われた場合は、積替え保管場所の中間処理業者の業種（中分類）を記入すること。
 - 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
 - 排出量の単位を体積、容積又は個数で Manifesto を交付した場合は、別紙の換算表により、重量に換算し記載すること。
 - 中間処理業者は、1次 Manifesto の分と 2次 Manifesto の分を分けて報告書を作成すること。

書ききれない場合は、第2面へ。

(第2面)

自己運搬した場合は許可不要のため、記載不要。

市の処理施設の場合は記載不要。

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理 交付枚数	許可番号	業者の 又は名称	運搬先の住所	委託者の 番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
6	燃え殻	5t	1	05100*****	×企業(株)	札幌市〇〇区〇〇番地		山口処理場	
7	廃プラスチック類	0.5t	1		自己運搬	函館市〇〇町〇番地	05120*****	××企業(株)	
		10t		05100*****	△△運輸(株)	小樽市〇〇町〇番地	05320*****	××企業(株)	
9	がれき類	5t	1	05100*****	××運輸(株)	函館市〇〇町〇番地	05320*****	××企業(株)	
10	蛍光管(金属くず、ガラスくず)	0.5t	1	05100*****	△△運輸(株)	函館市〇〇町〇番地	05120*****	××企業(株)	
11	建設系混合廃棄物(木くず、紙くず)	5t	5	05100*****	△△運輸(株)	江別市△△町△番地	05120*****	□□工業(株)	
12	ホコバ	20t	5	05100*****	△△運輸(株)	札幌市△△区△△町△番地	05120*****	××企業(株)	
13	繊維くず	20t	5	05100*****	△△運輸(株)	札幌市△△区△△町△番地	05120*****	××企業(株)	
14	金属くず	5t	1	05100*****	□□産業(株)	札幌市××区××町×番地		売却 △△工業(株)	

混合廃棄物の場合の記載方法です。

処分先で売却された場合の記載方法です。

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 排出量の単位を体積、容積、個数、台数等でマニフェストを交付した場合は、別紙の換算表により、重量に換算し記載すること。
- 中間処理業者は、1次マニフェストの分と2次マニフェストの分を分けて報告書を作成すること。

参考：産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

記載例にある①～⑧の番号は、マニフェストA票と以下のように対応しています。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名	
事業者 (排出者)	氏名又は名称		事業場 (排出事業場)	名称		
	住所〒 ① 電話番号			所在地〒 ② 電話番号		
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類 (普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)	荷姿
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら (有害)	④	
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油 (有害)		
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥 (有害)	産業廃棄物の名称	
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸 (有害)	有害物質等	処分方法
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ (有害)		
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん (有害)		
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物 (有害)		
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/>	備考・通信欄	
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず		<input type="checkbox"/> 7421 磨石綿等	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい (有害)	<input type="checkbox"/>		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
運搬受託者	氏名又は名称 ⑤		運搬先 の事業場 (処分事業場)	名称		
	住所〒 電話番号			住所〒 ⑥ 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称 ⑦		積 替 え 又 は 保 管	名称		
	住所〒 電話番号			住所〒 ⑧ 電話番号		
運搬 担当者	氏名	受領印	運搬 終了年月日	年 月 日	有価物 収集量	数量 (及び単位)
処分 担当者	氏名	受領印	処分 終了年月日	年 月 日	最終処分 終了年月日	年 月 日
最終処分 を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)					照合確認
					B 2 票	年 月 日
					D 票	年 月 日
					E 票	年 月 日

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

措置内容等報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長 様

報告者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。

管 理 票	交 付 番 号	
	交 付 年 月 日	
運搬又は処分を委託した 産 業 廃 棄 物 の 種 類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した 産 業 廃 棄 物 の 数 量		
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②～⑤に該 当する場合にあつては、当該 事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称	
	住 所	
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容		

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
 - ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
 - ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
 - ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
 - ⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

（表面）

措置内容等報告書

年 月 日

札幌市長 様

報告者 住 所
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録内容	引渡し年月日			
	登録年月日		登録番号	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物（ ） 2 その他の産業廃棄物（ ）			
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量				
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき （ 年 月 日） ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ④ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日）			
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称			
	住 所			
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法				
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容				

(裏面)

- 備考
- 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
 - 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
 - ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者
 - ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者
 - ③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
 - ④の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
 - 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)